

第202500034406号
防起第275号-1
発境防第83号
令和7年5月7日

中国電力株式会社
常務執行役員
島根原子力本部長 三村 秀行 様

鳥取県危機管理部長 浜田 定則
(公印省略)
米子市総務部長 藤岡 真美
(公印省略)
境港市総務部長 黒見 政之
(公印省略)

島根原子力発電所1号機第6回定期事業者検査の実施について（申入れ）

島根原子力発電所1号機の廃止措置に関してその全体計画及び第2段階の廃止措置の実施に限って了解するに当たり、令和5年10月13日付第202300180937号、防起第1236号-1及び受境防第42号で8項目の条件を付したところです。

については、令和7年4月11日付島原本広第25号により連絡があった第6回定期事業者検査の実施について、下記について申し入れ、貴社の責任ある対応を求めます。

記

- 定期事業者検査の実施に当たっては、住民の安全確保及び環境の保全を図ることを最優先に、安全かつ遺漏なく実施すること。
- 作業に伴う被ばくの低減を積極的に進めるとともに、全ての作業従事者の被ばく管理に万全を期すこと。
- 定期事業者検査期間中に行う検査については、作業管理や品質管理に万全を期すとともに、不具合を発見した場合の不適合管理等も適切に行い、遺漏なく確実に実施すること。
- 異常が確認された場合には、遅滞なく適切な措置を講ずるとともに、その内容について速やかに報告すること。
- 定期事業者検査の実施状況については、県民に分かりやすく情報提供すること。